

2016年9月20日

伊方原発広島裁判 ～これまでの経過と今後の予定～

■ これまでの経過

- 2015年11月28日 広島市長と広島市議会に伊方原発再稼働反対表明を求める請願活動を行ってきた「広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する1万人委員会」(略称：広島1万人委員会)は、事実上の門前払いを受けたため、やむにやまれず司法に訴える活動方針を総会で決定する。
- 2016年2月28日 伊方原発広島裁判原告団(団長：堀江 壯)、原告団結成集会を広島弁護士会館にて開催。
- 2016年3月11日 伊方原発広島裁判原告団、①伊方原発運転差止等請求(本件訴訟)と、②伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立(仮処分)の2件を広島地裁に同時提訴。原告団は、この時点で66名(うち原爆被爆者18名)。原告団のうちの3名が、仮処分申立人となる。
- 2016年4月5日 伊方原発広島裁判原告団、最高齢被爆者原告、隅田正二さん(89歳)を名誉原告団長に選ぶ。

<2016年4月5日—原子力規制委員会、伊方原発3号機の使用前検査を開始。>

- 2016年4月28日 伊方3号機運転差止仮処分命令申立事件(仮処分)第1回審尋。主に債権者側(申立人側)の訴えの内容を準備書面で確認し、今後の審尋日程を決定する。審尋に先立って、河合弘之弁護士、海渡雄一弁護士による講演会・学習会「勝てば即止まる仮処分」を、KKR ホテル広島にて開催。

<2016年5月31日—愛媛県にて、伊方原発運転差止松山訴訟の原告が、松山地裁に伊方原発3号機の運転差止仮処分を申立て>

- 2016年6月13日 伊方原発運転差止本件訴訟(本訴)第1回口頭弁論。堀江原告団長による意見陳述が行われる。口頭弁論に先立って、学習会「放射線被曝とは何か？」を広島弁護士会館にて開催。

2016年6月16日 仮処分第2回審尋。主に四国電力から反論の書面提出。

<2016年6月24日-四国電力、伊方原発3号機に核燃料を装荷する。>

<2016年6月29日-大分県にて、伊方原発3号機の運転差止を求め大分地裁に仮処分申立て>

2016年7月13日 仮処分第3回審尋。これに先立って、広島弁護士会館6階大会議室にて、学習会「伊方なしでは需給綱渡りという四電の大ウソ」開催。

<2016年7月17日-四国電力は使用前検査中、3号機の一次冷却水ポンプから水漏れ。緊急対応訓練中、2名の作業員が熱中症で作業継続不能。使用前検査一次中断。>

<2016年7月21日 大分地裁にて伊方原発3号機運転差止仮処分 第1回審尋>

<2016年7月26日 松山地裁にて伊方原発3号機運転差止仮処分 第1回審尋>

2016年8月3日 広島地裁に第2陣の原告79名が追加提訴。(うち原爆被爆者16名)原告のうちの1名が追加仮処分申立人となる。原告団は第1陣と合わせて145名となる。仮処分申立人はこれまでの3人と合わせて4人となる。

2016年8月6日 広島市まちづくり市民交流プラザ北棟6階マルチメディアスタジオにて学習会「広島原爆と低線量被曝の危険」開催。

<2016年8月10日 大分地裁にて伊方原発3号機運転差止仮処分 第2回審尋>

<2016年8月12日-伊方原発3号機再起動。規制基準適合性審査全体プロセスの中の“起動後検査”開始。合格証交付、営業運転再開=再稼働は9月上旬となる情勢>

2016年8月22日 本訴第2回口頭弁論。四国電力から反論の書面提出。

<2016年8月22日-伊方原発3号機が100%出力に>

<2016年9月7日-原子力規制委員会の規制基準適合性審査全体プロセスの中の“起動後検査”が終了。16時55分頃、「検査合格証」が現地にて交付され、伊方原発3号機はそのまま営業運転再開(再稼働)に入った。>

2016年9月13日 13:30~17:00 仮処分第4回審尋。

(債務者側=四国電力側プレゼンテーション)

これに伴い、16時より仮処分説明・討論会『仮処分申立が世間に与えたインパクト』を広島弁護士会館にて開催。

<2016年9月14日 松山地裁にて伊方原発3号機運転差止仮処分 第2回審尋>

2016年9月18日 仮処分第5回審尋に先立ち、広島市まちづくり市民交流プラザ北棟6階マルチメディアスタジオにて18時20分から「仮処分勝って止めよう」学習会を開催。学習会のテーマは「伊方原発：広島危険」。

2016年9月20日 13:30~17:00 仮処分第5回審尋。
(債権者側=申立人側プレゼンテーション)

■ 今後の予定

<2016年9月27日 松山地裁にて伊方原発3号機運転差止仮処分 第3回審尋>

<2016年9月28日 大分地裁にて伊方原発3号機運転差止仮処分 第3回審尋>

<2016年10月2日 山下伊方町長辞職に伴う伊方町長選挙投開票。>

<2016年10月12日 松山地裁にて伊方原発3号機運転差止仮処分 第4回審尋>

<2016年11月2日 松山地裁にて伊方原発3号機運転差止仮処分 第5回審尋>

<2016年11月17日 大分地裁にて伊方原発3号機運転差止仮処分 第4回審尋>

2016年11月30日 本訴第3回口頭弁論

2017年2月6日 本訴第4回口頭弁論

伊方原発広島裁判応援団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203

電話：090-7372-4608

Email：saiban_office@hiroshima-net.org

URL：http://saiban.hiroshima-net.org/